

会員
限定

建築士賠償責任 補償制度

(けんばい・個人用) **新登場**

建築士個人の責任が問われる!?
新たなリスクに備えて新登場。

平成27年6月25日施行の改正建築士法において、「一定規模の建築物について、書面による契約締結が義務化」されたこと等により、建築士個人の責任が明確化され、賠償リスクが高まりつつあります。

こうした新たなリスクへの対応を視野に入れた「けんばい・個人用」が遂に登場いたしました。

加入資格 建築士会会員であって、
被保険者 「建築士事務所に勤務する建築士(使用人または業務の補助者)」
※建築士事務所の代表者は加入できません。

建築士個人が訴えられるケース(想定事故例)

引渡し後の建物の天井裏に結露が発生し、天井化粧版が剥がれ落ちた。原因を調べたところ設計及び監理のミスであった。

上記事例の事故において、建築士事務所の使用人の建築士個人に対して損害賠償請求がなされた際に、本保険の対象となります。

- 被害者が、建築士事務所のみならず、設計監理を行った使用人の建築士個人に対しても損害賠償を請求した。
- 当時設計をした建築士事務所が既に廃業していたため、使用人であり実際に設計図書を作成した建築士個人に対して損害賠償請求がなされた。



建築士賠償責任補償制度(けんばい・個人用)のメリット

- 1 建築士会員のための補償制度です。
- 2 年間掛金**5,000円**[※]で1,000万円を限度として補償できます。
※上記掛金には保険料4,800円と制度運営費200円が含まれております。
※団体制度の維持・運営費のために各加入者様より団体に制度運営費(200円)をお支払いいただいております。
- 3 建築士事務所に勤務する建築士が、国内で遂行する建築物の設計・監理業務または法適合確認業務に起因して生じた事故が補償されます。
- 4 建築士事務所を退職された後も5年間補償を延長することができるオプションに加入可能です。

ご加入はWebで

公益社団法人日本建築士会連合会
のホームページ

→ 保険制度

→ けんばい・個人用

このチラシは建築士賠償責任補償制度(けんばい・個人用)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築士賠償責任補償制度のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款によりますがご不明の点がありましたら、下記までご連絡ください。なお、保険の内容につきましては、取扱保険代理店よりご案内させていただきます。

公益社団法人 日本建築士会連合会

〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館 5階
TEL: 03-3456-3273 FAX: 03-3456-2067
<http://www.kenchikushikai.or.jp/>

取扱代理店 株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 丸増麹町ビル 2階
TEL: 03-6272-6206 FAX: 03-6272-6209

引受保険会社: (幹事)東京海上日動火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社